

人権尊重都市宣言

「やさしさとおもいやりで支え合う 人権尊重都市宣言」

人は誰でも、一人一人かけがえのない存在として尊重され、心豊かに健康で幸せな生活を営む権利を持っています。

すべての人々の人権が尊重されることには、誰もが幸せに暮らせるまちをつくる基礎になります。

私たち美作市民は、お互いを思いやり、「人・自然・暮らし輝く元気なまち」の基本理念のもと、相互の理解と協力と信頼に根ざしたまちづくりに取り組みます。

そして、人権が尊重され、誰もが誇りを持ち、一人一人の力が發揮できるまち、「やさしさとおもいやりで支え合う人権尊重都市みまさか」を宣言します。

平成 24 年 9 月 25 日

美 作 市

美作市議会



美作市人権教育・啓発推進基本計画

平成 18 年 8 月策定

平成 25 年 1 月改訂

平成 30 年 3 月改訂

令和 4 年 11 月改訂

美作市人権教育推進委員会・美作市・美作市教育委員会

美作市人権教育・啓発推進基本計画 概要版



策定の趣旨

美作市では、人権教育推進の重要性を十分に認識し、人権が尊重された社会を築くため、美作市内に暮らすすべての人々が、生命の大切さ、人間としての尊厳について自覚を深め、人権問題を単に知識として理解するのではなく、差別などを他人ごととせず、自らの課題として受け止めて取り組み、「全ての人々が社会の一員としてお互いに尊重し支え合いながら明るい笑顔で暮らす共生社会の実現」に向けさらなる推進を図っていきたいと考えています。

そのためには、日常生活の中にある人権問題に直感的に気づくような感性や人権感覚をはぐくみ、社会全体での人権意識の高揚を図るとともに、互いの人権を尊重し支え合いながら、多様な考え方を認め合える社会を構築するためにも、一人ひとりが身近なことから考え、生活や活動の中で複雑・多様化する人権問題の解決に向けた取組をさらに進めることができます。

以上のような観点から、日本国憲法及び教育基本法、「やさしさとおもいやりで支え合う 人権尊重都市みまさか」の精神を尊重し、人権問題の解決と人権が守られる社会の実現に向けて行動ができる美作市民の育成を目指し、「美作市人権教育・啓発推進基本計画(平成 30 年改訂)」の一部を改め、更なる推進を図ります。

基本理念

やさしさとおもいやりで支え合う 人権尊重都市 みまさか

1 教育・啓発の重要性

人権尊重社会を実現するためには、一人ひとりが人権を正しく理解し、人権意識の高揚を図るとともに、自らの課題として捉え、日常生活の中に生かせる人権感覚が身に付くような教育・啓発を進めることができます。また、人間の多様性を広く認め合い、少数者の存在や相互の違いを当然のこととして受け止める社会的風土の形成が大切であり、その中で、お互いの人格と個性を認め合い尊重する心、他の人の気持ちを理解し思いやる心、正義と公正を重んじる心など、豊かな人間性を高めていくことが重要です。

2 教育・啓発の推進

人権教育は、基本的人権尊重の精神が正しく身につくよう、学校、家庭、地域、職場など様々な場で、対象者の発達段階や生活環境に応じて取り組むことが必要な教育活動と考えます。また、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした各種研修・情報提供・広報活動等では、時宜を捉えたテーマや具体的な人権問題に即し、市民に分かりやすい表現を用いた啓発活動を推進します。

家庭

- 子どもたちに豊かな情操や善悪の判断力、他の人に対する思いやりの心などが育つよう、保護者の養育能力の向上を目指し、PTAを対象とした研修会を実施するとともに、子育てに関する不安や悩みを相談できる体制や学習機会の充実、情報の提供のほか、地域における相互の連携等家庭教育に対する支援に努めます。
- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。このため就学前においては、幼児の発達の特性を考慮し、生命の大切さに気付かせるとともに、自分も他の人も大切にする態度を育てるなど、人権尊重精神の芽生えをはぐくみます。

学校園

- 人権教育の推進体制を確立し、発達段階に応じて、人権の意義、内容や重要性について理解させるとともに、自分と同様に他の人も大切であることを認め、それを様々な場面で態度や行動として現わすことができる力を身につけるよう努めます。また、一人ひとりを大切にする教育を推進するとともに、学校園の教育活動全体を通じて、他の人の考え方や気持ちが分かるような想像力や共感的な理解力が身に付くよう努めます。
- ボランティア活動などの社会体験、障がいのある人、高齢者、外国人、ハンセン病元患者等との交流活動など様々な体験機会の充実を図り、差別や偏見の実態を学ぶことで、人権問題についての認識を深め、豊かな心をはぐくむための教育を進めます。
- 教職員自身が人権尊重の意義や人権問題について理解と認識を深めるとともに、人権教育の指導に対する意欲や主体性が高まる研修の充実に努めます。

地域

- 人権についての正しい理解と認識を深め、日常生活の中で態度や行動に現わるような人権感覚が身につくよう、関係機関と連携を図ります。
- 公民館等の社会教育施設のほか、地域活動などの機会を利用し、学習機会の提供、交流・体験活動の促進に努めるとともに、市民等が自主的・主体的に取り組む学習活動に役立つ様々な情報を提供し、支援します。

企業等

- 人権教育の啓発推進について、企業が社会的責任を果たすことが求められています。海外への進出や女性の社会進出が進む中、ダイバーシティの推進、職場における様々なハラスメント等の防止対策や制度の周知、取組を支援します。

相談の充実

- 毎月市役所等において人権擁護委員による人権相談窓口を設け、相談業務を行っており、今後においても一層の相談機会の充実を図ります。

3 人権教育・啓発施策推進の重点

子どもから高齢者までのあらゆる年齢層に対し、学校教育及び社会教育などあらゆる機会を捉えて、人権教育・啓発を総合的に推進します。その際、次の項目に重点を置き推進します。

- (1) 人権意識の高揚
- (2) 人権が尊重される社会の構築
- (3) 社会環境の整備
- (4) 正しい知識の普及と啓発
- (5) 自立支援と社会参加の促進
- (6) 人権を尊重する環境づくり



4 人権課題に対する取組

女性

- 性別等に関わらず、一人ひとりが個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現するためには、性別による差別的取り扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が保障されることや、あらゆる暴力やハラスメントが根絶される社会環境づくりに取り組むことが必要です。
- 本市で策定した「第3次美作市男女共同参画プラン」の主旨に則り、学校園や家庭、地域、職場などあらゆる場において相互の連携を図りつつ、誰もが働きやすく、暮らしやすい社会を目指し、男女共同参画の視点に立った教育を推進するとともに、本格的な人口減少社会を迎えるにあたり、将来的に持続可能な地域社会を構築していくためにも、女性が地域あらゆる場での意思決定に参画できる社会の実現と、様々な意思決定機関の男女比率の均衡の実現に努め、性別に関わらず個性と能力を發揮し、喜びや責任を分かち合うことができる、男女共同参画のまちづくりを促進していきます。

子ども

- すべての子どもの人権が尊重され、子ども自身が主体的な行動ができる、健やかに成長できる社会の実現を、学校園や家庭、地域が連携し取り組みます。
- 家庭教育に対する支援の強化や、いじめや非行等の防止策と被害者に対する支援体制の確立、多様性に対する正しい知識と認識を深めるための啓発や教育に取り組むとともに、SNS上の誹謗中傷やいじめなどにつながる情報モラル教育についての取組を強化していきます。
- 不登校については、いじめや家庭環境など人権に関わる問題が背景となる事案もあるため、関係機関等との連携を図りながら、継続的な指導、相談、支援を行います。

高齢者

- 高齢社会を明るく活気に満ちたものとし、社会の発展に貢献してきた高齢者が、老後の充実した人生を享受できるような生活を保障することはとても重要です。すべての人々が高齢者に対する尊敬と感謝の念を深め、高齢者の尊厳が守られるように、家庭や地域で果たす役割や加齢に伴う認知症など高齢者の心身の特徴や高齢者を支える介護のあり方について理解と認識を深める取組を推進します。
- 高齢者と他世代との交流を進めるとともに、高齢者が自ら社会の一員として寄与する活動を一層促進します。

障がいのある人

- 障がいの有無に関わらず、誰もが自らの行動を主体的に選択し、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、「障害者差別解消法」に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などの取組を進めます。特に、障がいに対する理解や支えあう意識を広げていくため、「美作市手話言語条例」に基づき、誰もが心豊に生きていくために欠かすことのできない言語が平等に使え、手話で自然にあいさつのできるふれあいのまちづくりに取り組みます。
- インクルーシブ教育、生活と働く場所の確保、情報提供の充実、生活環境の整備等を支援する施策を推進します。

同和問題

- 部落差別を解消して差別のない社会の実現を目指すため、これまで積み上げられてきた教育・啓発の成果を踏まえ、学校教育と社会教育のさらなる連携を図りながら人権意識の高揚に取り組みます。

外国人

- 真の国際化に対応した社会を築くために、外国人に対する偏見や差別を解消し、互いを尊重する態度を養うなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てる取組を推進します。

ハンセン病問題

- ハンセン病問題について正しい理解と認識を深め、偏見や差別を解消し、二度と同じ過ちを繰り返さないよう、正しい情報の提供に努めます。

難病患者等

- HIVや新型コロナウィルスによる感染症や難病等の疾病について正しい理解と認識を深め、難病患者等やその家族、医療従事者に対する偏見や差別解消のために、正しい情報の提供に努めます。

インターネットによる人権侵害

- インターネットの利用に際してのルールやマナー、危険性についての指導を充実し、情報を正しく見極め、差別を助長したり人権を侵害したりするような情報を発信しないよう、一人一人がモラルを守りインターネットを正しく利用するための啓発に努めます。
- 問題の解決に向けては関係機関と緊密な連携を図りつつ、インターネットやスマートフォン等の正しい使い方等の普及・意識啓発を行います。

多様性

- 性的マイノリティ(少数者)が直面している、性自認(心の性)や性的指向(好きになる性)等の問題を人権問題として捉える視点を持ち、本市で導入した「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」(※9)などの主旨に則り、性的マイノリティの方が差別や偏見を受けることのない社会の実現、多様性を正しく理解し認める教育や、自分らしく生きるための啓発、教育の推進に取り組みます。

様々な人権をめぐる課題

- 刑を終えて出所した人や犯罪被害者等、アイヌの人々、日本に帰国した中国残留邦人とその家族、ホームレス問題、北朝鮮当局による拉致問題など、様々な偏見や差別に伴う人権問題や今後新たに発生する人権問題についても、すべての人々の人権を尊重し、保障する視点に立って、それとの問題の内容と実態に応じて適切に対応するよう努めます。
- プライバシーを保護することの重要性について理解を深めるための教育を推進するとともに、個人情報の適切な管理に取り組みます。
- 被災者をめぐる人権問題についても、正しい理解と認識を深める教育を推進します。